

## 8 推進体制と進行管理について

### (1) 役割分担

#### (道・保健所の役割)

道は、市町村や医療関係団体をはじめ、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、健康づくりに取り組む団体などと連携を強化し、道民の健康増進のための取組を一体的に推進します。

広域な本道の健康課題に対応し効果的な健康づくりを推進するため、生活習慣病に関連する死亡や特定健康診査・問診等のデータを元に健康課題を定期的に明らかにするとともに、道計画の推進のため設置している北海道健康づくり推進協議会や地域・職域連携推進部会、受動喫煙防止部会等を活用し、関係者の役割分担や連携のもと、各種取組の推進方策を検討していきます。

保健所は、道計画の目指す姿「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現に向け、地域の健康や生活習慣の状況の把握に努めるとともに、本計画に基づき地域の実情に応じた推進体制の構築を図り、地域における関係機関・団体等の連携を推進するための中核機関としての役割を担います。また、管内市町村の健康増進計画の推進状況について把握に努め、必要に応じて技術的支援をするなどして管内市町村間の格差の縮小に努めます。

#### (市町村の役割)

市町村は、住民の健康づくりを担う最も身近な行政機関として、道をはじめほかの行政機関や関係団体などと連携を図り、健康づくりの推進に関する市町村健康増進計画に沿って、住民の健康づくりを支援していくこととします。

また、保健事業の効果的な実施を図る観点から、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険事業計画、食育計画及びその他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮することとします。

#### (関係機関・団体の役割)

医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会などの関係団体はその専門性を生かし、健康づくりに関する情報提供や相談への対応のほか、地域の健康づくりの取組を積極的に支援していくこととします。

医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に努めるほか、データヘルス計画に基づき健診や医療費データの分析を踏まえ、生活習慣病などの疾病予防や重症化予防を中心とした保健事業を効果的・効率的に実施することとします。

### (企業等)

職場（企業等）は、労働者の健康管理の観点から、定期的な健康診断の実施や受動喫煙防止等健康的な職場環境の整備、従業員の福利厚生の充実などに努めることとします。

企業は、企業活動や社会貢献活動を通じて、地域における健康づくりに積極的に参画していくこととします。

### (2) 進行管理について

本計画の進捗状況について毎年度把握するとともに、釧路圏域地域保健・職域保健連携推進連絡会に提示し、推進上の課題の検討や必要な取組を推進するなどして、進行管理を行います。

本計画は、平成 27 年に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」の「ゴール 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の達成に資するものです。

※ 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)

2015 年 9 月に国連で採択された、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の開発目標。17 のゴール（目標）とその下位目標である 169 のターゲットから構成。